

原子力損害賠償群馬訴訟 東京高等裁判所判決に関する弁護団声明

原子力損害賠償群馬弁護団

本日（2021年1月21日）、東京高等裁判所第7民事部は、原子力損害賠償群馬訴訟の控訴審判決を言い渡しました。

この判決で、裁判所は、東京電力福島第一原発事故に関する国の責任を否定するきわめて不当な判決を言い渡しました。

この訴訟の第1審を審理した前橋地方裁判所は2017年3月17日、全国各地の約30の福島第一原発事故の損害賠償を求める集団訴訟のなかで、最初の判決を言い渡し、その中で国に東京電力と同等の責任があることを認定しました。

国はこれを不服として東京高等裁判所に控訴し、津波の発生を予見した2002年の国の地震調査研究推進本部発表の長期評価の信頼性を否定し、あるいは、対策をしても事故は回避できなかつたとして、まやかしとも言ふべきさまざまな反論をし、多数の専門家の意見書を提出し、証人を立て、文字通り全力をあげて争ってきました。

本日言い渡された控訴審判決は、長期評価よりも、業界内部の基準に過ぎない土木評価技術を優先し、しかも、控訴審で取り調べた今村証人が長期評価策定の際には津波の波源については検討していないと証言をしたことについて全く無視して津波評価技術を優先したものである上、その他の証拠にも基づかないものです。

裁判所が、国のまやかしの主張にごまかされ、真実を見失ったものといわざるをえず、強い憤りを感じざるをえません。

一方、一審の前橋地裁判決は、国の責任を認めたものの、認定された金額は不十分なものでした。今回の控訴審判決は、わずかながらではあるものの、上積みしました。しかし、完全賠償にはほど遠いものといわざるを得ないところです。

私たちは、上告審において、国の責任を明らかにし、被害者の救済に資するための賠償額のさらなる上積み勝ち取るために、引き続き全力で取り組みますので、皆様のご支援をお願いするものです。

2021（令和3）年1月21日

原子力損害賠償群馬弁護団

団長 鈴木 克昌